

## 令和4年度第2回流山市文化財審議会会議録

### 1 開催日時

令和4年11月25日（金）午前10時00分から12時30分

### 2 場 所

流山市立中央図書館会議室

### 3 議 題

会長・副会長の選出について

（1）流山市文化財保存活用地域計画について

（2）市指定文化財候補について

（3）その他

### 4 出席委員

常木委員（新会長）、武田委員（新副会長）、小川委員、金出委員、川根委員、関根委員、松浦委員、青柳委員、奥山委員、松井委員

### 5 欠席委員

なし

### 6 事務局員

竹内生涯学習部長

秋谷博物館長

北澤博物館次長

小川学芸係長

宮川主任学芸員

志田藤学芸員

### 7 傍聴者

なし

(北澤次長)

定刻となりましたので、令和4年度第2回流山市文化財審議会を開催いたします。

本日進行を務めます、博物館次長の北澤です。よろしくお願いたします。

本日は大変お忙しい中、また朝早くからお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。新型コロナウイルス感染症対策を講じながら円滑に議事を進めさせていただきます。

初めに、流山市文化財審議委員の委嘱状を交付いたします。

名簿の順番でお名前をお呼びいたしますので、その場でご起立いただき、竹内生涯学習部長より交付したいと思っております。

[委嘱状交付]

(北澤次長)

以上で交付式を終了いたします。

本来ならばここで教育委員会を代表いたしまして、田中教育長よりご挨拶申し上げるところですが、本日は所用のため欠席をさせていただきますので、竹内生涯学習部長より挨拶を申し上げます。

[生涯学習部長挨拶]

(北澤次長)

竹内部長、ありがとうございました。

この10月に新しい委嘱期間となりました。今期は2名の方が新任されておりますので、委員の皆様方から自己紹介をお願いしたいと存じます。恐縮ではございますが、名簿順に小川委員からお願いいたします。

[委員自己紹介]

(北澤次長)

ありがとうございました。

続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

[事務局職員 自己紹介]

(北澤次長)

これより議事に入らせていただきます。

会議開催に先立ちまして、資料を確認させていただきます。

先日送付いたしました「会議資料」のほか、本日配付いたしました「会議次第」、「座席表」、「委員名簿」、「会議録」です。

不足資料はございませんか。

名簿につきましては、間違いが無いかどうか、ご確認いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

また、「流山の教育」、「博物館だより」、「令和2年度市内遺跡発掘調査報告書」「前ヶ崎川村台遺跡発掘調査報告書」を1冊ずつお配りいたしております。

これらについては、ご参考にしていただきたいと思っております。

審議会の議事は公開が義務付けられております。会議録の作成のため、録音をさせていただきますので、御了承願います。

また、発言は挙手の上、議長より指名がなされてから発言をお願いいたします。

続きまして、皆様の中から、会長・副会長を選出していただきたいと存じます。

「流山市文化財保護に関する条例」第7章第46条第1項の規定に拠りまして、会議の議長は会長に努めていただくことになっております。

議事進行は会長が行いますが、会長・副会長共に不在の状態でございますので、博物館 秋谷館長が議事を代行いたします。

秋谷館長、よろしく願いいたします。

(秋谷館長)

議長を代行いたします、秋谷でございます。

よろしく願いいたします。

それでは、議事に従い会長・副会長を選出したいと思っております。

立候補、または推薦により決定したいと思っておりますが、委員の方から何かご意見ありますでしょうか。

(小川委員)

小川でございます。

前回まで会長を務めさせていただいたのですが、高齢となり、もうじき80歳になります。腰の手術以降、日常生活に支障はありませんが、右足首の痺れが取れない状態で、ここへ来るのがやっとという状態です。

今回、会長職を辞して、後任には常木先生を会長に推薦いたしたく思います。

常木先生は、流山市文化財保存活用地域計画策定協議会の会長でもあり、市全体の文化行政を俯瞰できると確信しています。

また副会長には武田先生を推薦したく思います。これからは文化財の修復ということが非常に重要となる時代です。その点からも副会長に適任と思います。

(秋谷館長)

ただいま小川委員より、会長に常木委員、副会長に武田委員の推薦がございました。承認される方は拍手をお願いいたします。

[拍手多数]

(秋谷館長)

拍手多数と認めます。

それでは会長に常木委員、副会長に武田委員が決定いたしました。

ここで私は、議長の役目を終わらせていただきます。

(北澤次長)

秋谷館長、ありがとうございます。

新会長・新副会長は議長席へ移動してください。

では常木会長と武田副会長には、ご挨拶いただければと思います。

よろしく申し上げます。

[会長挨拶]

[副会長挨拶]

(常木会長)

それでは議事進行に先立ち、事務局に出席委員数の報告を求めます。

(小川係長)

本日の会議につきましては、委員 10 名のところ、現在 9 名の出席をいただいております。先ほど関根委員から連絡がありまして、都合により若干遅れるとのことでした。直に到着されますが、いずれにしても半数以上の出席をいただいておりますので、「流山市文化財の保護に関する条例第 46 条第 2 項の規定により、会議が成立していることを申し添えます。

(常木会長)

会議成立ということですので、次第により議事を進行させていただきます。

はじめに審議会委員の公募とその結果について、事務局から説明をお願いいたします。

(秋谷館長)

「審議会委員の公募とその結果について」のご報告をさせていただきます。

審議会委員の公募については、7月から8月にかけて、広報やホームページ等で募集をかけました。8月12日まで募集し、4名の方に応募いただきました。8月25日に書類選考の選考委員会を開き、応募いただいた4名の方が書類選考を通過しました。9月16日には面接選考の選考委員会を開催し、面接選考の結果、本日出席いただいております青柳委員、奥山委員、松井委員の3名に決定いたしました。

以上で、事務局の報告を終わります。

(常木会長)

ただ今、事務局からの「審議会委員の公募とその結果について」の報告について、ご意見のある方はいらっしゃいますか。

無いようですので、議題に入ります。

議題(1)「流山市文化財保存活用地域計画」について、事務局より説明をお願いいたします。

(北澤次長)

議題(1)「流山市文化財保存活用地域計画」について、説明させていただきます。

本日の資料は11月4日に開催しました流山市文化財保存活用地域計画策定協議会の資料を使用しています。内容は「(1)流山市文化財保存活用地域計画構成案」「(2)地区別文化財一覧」「(3)未指定文化財一覧」となります。本日は要点を説明させていただきます。

1 ページ目ですが、前回の審議会でスケジュール、構成案をご説明しましたが、9月14日に文化庁と第1回目の協議を行いました。その中で認定までのスケジュールと計画の構成案について打合わせをしております。

計画策定スケジュールは第2回会議まで現在終了しております。次回以降、来年の2月及び4月に具体的な内容についての検証を行い、6月にパブリックコメント、7月の会議でパブリックコメントを取入れた修

正案の確認、8月に保存活用地域計画の策定を行い、その後文化庁との内容等の確認・調整を行い、11月に県を經由して認定を申請後、12月に認定を受けます。

近隣市では鎌ヶ谷市が、12月認定を目指し最終調整を行っている聞いております。このようなスケジュールで今後進めていきたいと思っております。

2ページは文化財保存活用地域計画の構成案です。この地域計画については、具体的な市としての取組みの方針、目指すべき将来像が求められています。流山市としては、現在も大きく街が変貌している状況を踏まえ、メイン・タイトルとして「過去に学び・今を知り・未来へつなぐ」と設定しました。この後、具体的な計画を位置付けていく予定です。章立ては文化庁の保存活用地域計画の指針をベースに作成しています。

序章として計画作成の背景と目的があり、計画期間として流山市総合計画が令和2年から11年度まで策定されています。その市の総合計画に合わせて7年間という予定です。

第1章では市の概要について、第2章は歴史文化の特徴について、第3章は市における文化財調査の概要と保存・活用に関わる現在の課題や今後の方針についての位置付けをいたします。

次ページの第4章は、具体的な策定後の文化財の保存と活用に関する取組みです。地域計画の中で保存措置や活用の措置をどうしていくか、その位置付けをする章です。

第5章は文化財の防災・防犯体制ということを位置付けています。これは沖縄の首里城の火災を契機に、文化庁から文化財の防災・防犯の位置付けを、必ず章立てとして位置付けるよう指導されているものです。

最後の第6章は、計画の推進体制と進捗管理ということです。庁内各課との連携体制、市民・地域との連携、流山市のDMOの会社との連携、文化財審議会を始めとした専門家との協力を位置付けています。資料編として、調査に係る資料の掲載が全体の構成案となります。

この中で現在進めているのが、第3章の中の具体的な市の保存活用に関わるテーマ設定についてです。現在、大きく6つのテーマに分けて構成を考えています。

一つ目は、みりんや水運で栄えた流山本町です。具体的には国登録有形文化財秋元家住宅土蔵の保存修復整備、一茶双樹記念館の修復・整備、国・県・市登録の増加と活用、現在計画中の白みりんミュージアムとの連携、これらを含め回遊性を持たせた文化財巡りの作成、流鉄との連携、博物館の活性化を位置付けようと計画しています。

2つ目は、5ページにある利根運河の水の恵みと自然です。昨年、旧割烹新川屋本館が市指定有形文化財となりましたが、この地区には指定さ

れた文化財はこの1件しかありませんので、その他の文化財の指定を進めます。また運河を取り巻く自然環境も、構成文化財の一つとして位置付けます。

3つ目が小金牧の開発と開墾というテーマです。この中では野馬土手の保存、おたかの森地区などに残っている里山の保存、牧に関わる信仰、日光東往還という街道、また牧に関わる石造物・馬頭観音などもカテゴリーの一つに位置付けています。

4つ目は、6ページになりますが、台地と谷津の恵みということで、市内全体の高台に位置する遺跡を対象にしています。市内には約260か所の埋蔵文化財包蔵地が登録されていますが、史跡指定されているものが1件も無く、出土遺物も同様です。開発・発掘された場所の遺跡は消滅してしまっていますが、説明板を設置して周知するのが、このグループです。

5つ目は、矢木から八木へというテーマにしています。中世から続く営みということで、市内南部の坂川流域を中心とした文化財構成になります。これは流山市の文字資料発祥の地である八木地区に注目して、一つのグルーピングにして位置付けをしています。

最後の6つ目は、いのりとまつりというタイトルです。江戸時代から続く伝統行事を、一つのグループとしています。おびしゃ行事をはじめ、市内各所のお祭りや様々な信仰を対象としています。

次に7ページですが、具体的に今後の計画・取組みを挙げています。一つ目ですが、文化財指定の取組みということで、国指定、県指定、市指定の促進です。前回の会議でも説明いたしましたが、この9月議会で文化財保護に関する条例を改正し、国・県に続いて市も登録文化財制度を導入することとなりました。市指定より下位のランクですが、市文化財の登録促進、また文化財の規制が緩和されたものになります。(仮称)認定文化財制度というものを創設して、広く文化財の保存、地域における認知度を高めるという取組みを進めていきたいと考えています。

2つ目は、市の施策の一つでもある流山本町の魅力アップです。こちらは先程の構成文化財と重複しますが、国登録有形文化財・秋元家住宅土蔵の修復・公開や一茶双樹記念館の修復・公開施設としての魅力度アップ、白みりんミュージアムとの連携などを想定しております。

3つ目は、博物館の充実を挙げました。博物館の常設展は平成13年にリニューアルを行っておりますが、その後15年以上は現状のままです。街が大きく変わっている状況に反して、展示においては比較的新しい時代の扱いが少ないため、現在、展示リニューアル計画を進めています。またコロナ対策もあり、非接触のデジタル系施設の充実を検討しています。講座については、魅力度アップを図るため、館外での講座の増加とアウトリーチ活動、共に学ぶ講座等を考え、充実を図る予定です。

4 つ目は、学校現場との連携です。余裕教室を利用したミニ博物館の設置としましたが、市内の小・中学校については生徒数が増加している学校と生徒数が減少している学校に二極化しています。一部の学校については、余裕教室が存在していますので、地域の資料を活かしたミニ博物館を整備したいと考えています。次に出前授業の充実です。新型コロナウイルスの影響もありますが、昨年、一昨年は出前授業の実施数が非常に減少しました。今年度の実施回数は回復傾向にあります。出前授業のような普及事業、また行かなくても ZOOM で授業を行う等の取組みを進めたいと考えています。教員への研修も視野に入れていきます。働いている先生方の大半は市外や県外の方が多く、流山のことを知らないという実態もあります。子供達を教える先生方にも市の魅力を知ってもらうことを目的とした研修を進めていければ、と計画しています。

最後に情報発信についてです。現在市の広報やホームページを中心に行っていますが、今年度から本格的にフェイスブック、ツイッター、インスタグラムを行っています。博物館の紹介を動画で行うことを検討するなど、情報発信の取組みについて、位置付けをしています。

次に 10 ページです。現在市の指定等文化財は 52 件あります。また地域計画の中で、文化庁からは未指定文化財の把握を求められています。A 一覧が博物館で未指定文化財として把握している約 1,700 件のリストです。これらの未指定文化財を今後、保存・活用や防災・防犯にどう位置付けていくのか、課題の一つです。

歴史文化の特徴については先程の 6 項目になります。人口増の中で新住民は流山の特徴を知らない人が多い反面、長く住む住民には、地域の伝統文化の価値を十分認識できていない現状があります。

この現状を背景として、地域計画の目的の一つが、市民が昔より住みやすい土地であったことや誇れる文化財が多くあることを認識・価値観を持てるようにするということです。将来像・方向性としては歴史を学び、今の流山を知り、郷土の文化財・歴史を次世代に繋ぐということを目指しています。

次に 11 ページです。先の背景、目的、将来像・方向性として、基本方針として過去に学び・今を知り・未来へつなぐ。目指すべき将来像として、市民が文化財をふるさとの宝として守り続けることができるまちという位置付けをしています。このページについては現在の文化財の保存活用に関する課題、また保存活用に関する方針、具体的な措置を載せています。

12 ページは、普及活動の方向性です。先の説明でも少し触れましたが、11 月 4 日の会議ではこういう形で提示させていただいています。

13 ページは先ほど説明しました、6 つの構成文化財群の括りの中に、

どのような文化財が所在しているか、メインとなるものを挙げています。

14 ページでは各構成文化財の中で、こういった取組みをしていくか、一例を挙げています。

15 から 18 ページには市内の地域を市の北部地域、流山本町周辺、八木地区、東部地区など 8 か所に分け、各地域にはどのような文化財が存在するか、という一覧を作成しています。こちら作成途中のため、今後の調査によって、さらなる追加がなされると思われま

す。19 ページ以降は未指定文化財の一覧で、これまで指定候補となったもの、博物館の調査研究報告を基にピックアップしたものです。こちら作成途中で、まだ全てのカテゴリーを網羅していないため、今後、追加がなされると思われま

す。11 月 4 日に開催された文化財保存活用地域計画策定協議会では、文化財の 6 類型、有形・無形の指定以外の取扱いをどうするか、についても議論となりました。この部分についてはさらに調査を深化させて、追加を図っていきたいと考えております。

文化財保存活用地域計画の進捗状況の説明は以上です。

(常木会長)

ありがとうございました。

10 月 20 日の第 3 回地域計画策定協議会では市内の文化財について 2 回目の視察を行い、11 月 4 日には第 4 回地域計画策定協議会を開催しました。この中でいろいろな意見が出ましたが、それらは反映されていますか。

(北澤次長)

まだ反映されていません。

(常木会長)

ただ今の事務局からの「流山市文化財保存活用地域計画」の説明がありました。この計画を策定しないと文化庁から補助を受けることなどが困難になります。

しかし、策定をする市の担当者は通常業務に加え、策定業務が追加されるため、本当に大変なご苦勞をされていると思います。

これに関しまして、まず全体的に、ご意見のある方はありますか。

(松浦委員)

今の説明で大体の様子を理解しました。令和 2 年 10 月に千葉県文化財保存活用大綱が制定されています。今回の説明ではその点に触れられて

いませんが、いかがでしょうか。

(北澤次長)

基本として県の文化財保存活用大綱と整合性を図ることが前提となっていますので、県の大綱と齟齬が無い形で進めています。

(常木会長)

協議会委員に県の文化財担当者が加わっていますし、文化庁と市の協議も始まっています。市は文化庁の指導を受け、その点を反映させながら策定を進めています。

(松浦委員)

次の質問ですが、要綱、大綱の中に「市町村及び文化財の所有者等への支援」が謳われており、取組みにも補助金による財政的支援、市町村職員への研修、市町村への職員派遣が書かれています。その辺の状況を教えて下さい。

(北澤次長)

県は今年度から具体的に動き出しています。補助金に関して大きな動きはありません。しかし、職員向けの研修は年3回程度実施するようになり、埋蔵文化財関係やこの地域計画の策定に関する研修会等も行われています。

(小川委員)

7ページ、4番、学校との連携とありますが、これについては私の経験上、非常に危惧しております。連携とは、小学校、中学校、あるいは県立の高校等、具体的にどこまでを考えていますか。

(北澤次長)

現在のところは市内の小学校、中学校を対象に考えています。小川委員のご指摘のとおり、その上の世代までの取込みを図ることが最良と考えています。

(小川委員)

小・中学校は一般的にどこの市町村も行っていることは承知しています。問題は、学校内に設置するミニ博物館の運営について学校と行政、どちらが主体的に運営して、活用するのかをしっかりと把握していないといけない。教員の異動もありますので、大体5年から10年くらいしか

維持できないと思います。教員でも意識の高い先生が配置されている時は大丈夫ですが、最悪の事態では物品の亡失もあり、そういう話を聞いたこともあります。私の40年の教員生活の経験から、この点の難しさは痛切に感じております。

これを防ぐには、例えば教育長が校長会の会議で年に1回は必ず報告させるなど、しっかりしたメンテナンスができるような組織が必要です。一方、学芸員が対応できる範囲も限られています。

当市の博物館で揃えている学校への貸出し用の民具類や冊子を見直して、各学校へ配るだけの形にしても先生方にとっては利活用しやすいのではないのでしょうか。いずれにしても、学校との連携を危惧しています。

(北澤次長)

ありがとうございます。小川委員のご指摘のとおりで、我々も学校との連携に関しては、地域計画の中で小川委員のご意見を参考にして、今後は具体的に詰めていきたいと思っています。

(常木会長)

おおぐろの森小・中学校に発掘調査の成果を展示していますが、生徒達の活用はいかがでしょうか。

(小川係長)

おおぐろの森小学校と中学校には、それぞれ展示施設を作っています。小学校には貝層の剥ぎ取りパネルと写真を展示しています。遺物は展示していません。中学校では、写真と出土遺物をガラスケースに入れて展示しています。

活用の方法は詳らかに伺っておりませんが、小学校の校長先生は文化財に対して意識が高い方なので、授業で活用していると思われます。また通路の両側での展示ということもあり、生徒が移動する際には目にすることは多いと思います。ただ授業で我々が講師として呼ばれたということは、これまでありません。

中学校の展示については、設置場所が通路の端であり、移動の際に目にすることは少ないかと思います。こちらも現在のところ講師の依頼が無いので、授業での活用を含めて詳細は不明です。

(常木会長)

教育委員会から積極的な活動はあったのでしょうか。

(小川係長)

校長会で講師派遣の依頼文を配るなどは行っております。恐らくですが、これは授業のカリキュラム上の問題や新型コロナウイルス感染症の状況を憂慮した結果と考えられ、学校側からのお声がけはいただけませんでした。私達からは無理にやらせてくれ、とは言えませんので、現在も学校の先生からの回答待ちの状況です。

(小川委員)

その原因は年間の学習指導計画の中に入っていないことと思われれます。学習指導計画の中に博物館との連携や博物館学芸員による授業が位置付けてあれば、実施できるはずですが、そこが今の教育委員会の姿勢だと思います。

博物館が依頼して、教育委員会がそこまで指導を行わなければ、残念ながら講師依頼の話は来ませんし、展示物も埃を被るだけとなることが目に見えてしまいます。指導課などと連携が必要です。

(北澤次長)

地域計画では教育委員会の指導課を含めて、流山の郷土学習の位置付けを行います。また、小学校の「総合学習」はこの計画に盛り込んで、積極的に郷土の歴史や文化財に触れる取組みを入れる方針です。

(青柳委員)

今の話の続きですが、室内だけではなく、屋外の現地見学も大変大事だと思います。現地見学は半日で十分であり、時間が取れないとは思えませんので、学校と上手く連携していただきたいです。

また、小川委員の指摘された、教員の異動により出前授業(講師派遣)が無くなったなどが無いように、十分気を付けていただきたいです。

次に、指定文化財候補の一覧ですが、ほとんど網羅されており、凄いなと思っています。

注意していただきたいのは、松ヶ丘野馬土手のような柏と流山の市境の遺跡です。相当な遺跡だと思いますので、柏市と協議するなどして、遺漏の無いように取扱っていただきたいです。

(北澤次長)

松ヶ丘野馬土手については構成文化財の一つという位置付けです。本格的には動いていませんが、指定を視野に入れていきます。地域計画策定協議会委員に県の職員もおりますので、申入れをしています。最初に市指定なのか、県指定にするのかの問題はありますが、話はしています。

(川根委員)

地区別文化財とか未指定文化財の確認をさせていただきます。これから増えていくと思われまますので、担当する方々は大変かと思ひます。

未指定文化財として心に留めておいていただきたい資料があります。それは赤城神社の社殿の北側に松尾神社、その隣側に天保3年と思われる古い石祠があります。これは天保年間にお金を出し合って作った石祠で、時代的には丁度、流山がみりんや酒造で栄えた時期に該当するものです。資料も残っており、文献資料と実物資料が一致する重要な文化財です。是非、取り入れていただきたいと思ひます。

(北澤次長)

了解いたしました。このように我々が見落としていゝる視点もあゝりますので、ご意見いただければと思ひます。あゝりがとうございます。

(金出委員)

この流山の主題として挙げられていゝるもの、地形と歴史の重ね合わせが全部、魅力的に表されていゝると思ひました。

構成文化財は単体のものですが、地域として見た時には景観上のものや人工的なもの、自然のものが挙げられていゝます。あと集落や街並みなど、今、目に見えるものは変わっていゝても、その歴史を知ると景観として見えて来るものがとても多いと、この一覧表を見て感じます。

見えないものをどう見えるように表現していゝるか、また私達の歴史で、今後継承されていゝる形がきつとあゝると思ひます。それを伝えることを計画の中で心得ていただけると、とてもあゝりがたいなと思ひます。

特に利根運河の景観は本当に唯一無二というか、市域を超えて広がっています。これをうまく、広く捉えて取扱っていただきたいと思ひます。

関連した質問ですが、市内には旧石器時代からの遺跡がたくさん存在していゝますが、その中で近世や近代の資料も注目するものが出土することもあるかと思ひます。通常発掘調査だと、比較的新しい時代のものは、それより下に埋蔵されていゝる、より古い時代の調査をするために、未調査で撤去することがあゝると、時々聞いておゝります。予算も人員も無いということもあゝります。

このような状況で、近世・近代の考古資料のうち、特に今注目していゝる資料は、この一覧に含まれていゝますか。

(北澤次長)

いくつかあゝります。注目すべきものは、この会議室がある図書館の隣接地を発掘調査した際に出土した「裁判所」の墨書が残る水滴です。博

物館周辺には明治時代に「葛飾県庁・印旛県庁」が置かれており、付随施設として裁判所が置かれていました。この水滴は裁判所の存在を証明する貴重な遺物と思われます。

また、明治43年（1910年）新川尋常高等小学校の増築記念杯があります。これは来年に創立150年を迎える新川小学校に関する貴重な資料でもありますし、往時を彷彿とさせる「お猪口」です。非常に注目される資料です。

（金出委員）

本当に仕事が増えて大変だと思うのですが、時代の新しい資料についても目を光らせてもらえるといいかと思ひます。

（常木会長）

流山市は近代遺産に関しても「街路灯」などを登録しております。新しい時代の文化財指定にも頑張っています。ありがとうございます。

こういうことはすごく重要であり、ご意見や個別的に事務局へのお話など、積極的にお願いいたします。

（北澤次長）

常木会長がおっしゃられるように、事務局だけでは吸い上げきれないところがありますので、委員の先生方からも様々な意見を言っただけなら助かります。

また11月4日の会議以降、協議会の委員の方からも取組みについての意見を頂戴しておりますので、反映させていきたいと思っております。

（青柳委員）

例えば、破損しそうな資料や無くなってしまいそうなものについて、現状を把握する作業も大事だと思ひます。

例えば根本家の長屋門などは、現在の状況や取扱いに不明なところがあります。そのような把握は行っているのでしょうか。

（北澤次長）

現状に関しては、リストアップに注力している状況です。その後の状態や保存に関しては、リストアップした中で具体的な取扱いを計画の中で位置付けるというスタンスです。

（常木会長）

基本的に市民の皆さんに知っていただかなければ、文化財の保護・活

用はできませんし、その姿勢が必要とっております。銚子市などの先行事例を見ますと、そういった姿勢がかなり強く打ち出されていますので、流山市もそういう形で進めていければと思います。

他にご意見はありますか。

次に議題（２）の「市指定候補文化財について」に移りたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。

[関根委員到着]

[関根委員へ委嘱状交付]

(小川係長)

議題（２）「市指定候補文化財」は資料 39・40 ページが該当します。

令和 3 年 6 月、NPO 流山史跡ガイドの会理事長・根郷町会長・宿連合自治会長・流山 9 丁目自治会長から、流山本町界隈に所在する 7 件の文化財について、市へ史跡要望書が提出されました。

これを受け、本審議会では、前回から現地視察を行っています。2 回目となる今回は、「印旛官員共立学舎跡並びに流山小学校発祥の地」（常興寺）と「新選組本陣跡」の視察を行います。資料及び現地を視察した中で、ご意見を頂戴したいと思います。

車を正面玄関に用意してありますので、この後は現地へ向かいます。用意のできた審議委員の方から正面玄関へ移動をお願いいたします。

視察後は、この会場に戻る予定です。

—現地見学—

「印旛官員共立学舎跡並びに流山小学校発祥の地」

「新選組本陣跡」

現地見学から戻り、会議を再開

(常木会長)

それでは 2 か所の視察に関して、ご質問ある方はお願いいたします。

(金出委員)

市指定史跡の扱いで指定を受けた時には、いくらか制約が出てくるかと思えます。史跡の場合ですと、足場を掛けるにも現状変更が必要ですし、本陣跡についても現地で質問が挙がっておりました。

整備計画があるのですか、との質問でしたが、「新選組本陣跡」のように何も無い所を指定することがどのような意味を持つのか、どの範囲に

するのか、それによって所有者の権利が脅かされて、言い方は悪いのですが、そういった先のことが見えないと私達も所有者も大変なのではないか、という点です。駐車場以外の利用ができなくなるのでは、とも思いました。

「常興寺」は江戸時代に寺子屋があって、今もお寺が存続していること自体とても有難いことと思います。昔の寺子屋は本堂で行っていたのか、付属施設で勉強していたのかについては把握されていると思いますが、昭和9年に建替えられた現本堂は立派な建物で、とても心惹かれます。

江戸時代の寺子屋から師範学校前身になり、今もお寺がちゃんと継続して守られているということも含めて史跡となったら、お寺としてもお寺を守っていく、そういうことに繋がるのではないかと、思いました。いろんな歴史が重なっていますので、石碑も含めて良いと思います。

史跡範囲を決めることの意義が今後どういうことに繋がっていくか、まだ見通しがついていないので、その点を今後整理する必要があると感じます。

(常木会長)

それについて、青柳委員いかがでしょうか。

(青柳委員)

確かに常興寺の本堂自体は昭和9年の建替えと思いますが、改築なのか、本堂そのものはちゃんとなっていたものをある程度改装したのか、建物としてはまだわかっていないことが非常に多いです。ただ広さとか記録とかは、ほぼ同じだと思います。

印旛県の場合、学制発布の命令により寺子屋は一斉に廃止されて、明治5年9月23日に学校を作ります。こういう通達が県知事であって、教員の養成所が同時に作られた、という点に価値があると思います。また、房総半島では上総国を調べた結果、千葉大学の前身になるような教員養成所は発生しなかったのです。

流山に印旛県庁が置かれており、丁度その時に、8月に学制発布の命令が来たことを考えると、偶然といえば偶然だと思うのですが、その結果、千葉県近代教育の発祥地になれたことは非常に価値の有るところだと思います。ただそれには、基準点をどこに置くかが重要です。学校・教育という点では、日本で一番古い学校は足利学校であり、江戸時代には藩校が県内には佐倉や関宿にありました。また寺子屋は1万5千もあったとのことで、特に流山には多かったと聞いています。学制発布を基準点とすることで、ここが近代教育の発祥地ということがわかるのです。

そういう意味で、基準点をどこに置くかというのは非常に大事となります。

(常木会長)

ありがとうございました。

例えば市指定文化財とした場合、やはりその指定範囲の問題とか現状・実態の問題が伴ってくると思います。もちろん、歴史的な背景も大変重要だと思いますが、「葛飾県・印旛県庁跡」などは、市指定に相応しいか、という問題にもなります。

そういった問題を含めると、今日の視察の2件をこの場で判断すべきでしょうか。

(北澤次長)

今日の審議会で指定する、しないの判断を事務局としては求めていません。他の候補文化財の視察も残っておりますので、全体を含め、その中で最終的にどうするかを検討していただければ、と思います。

(小川委員)

歴史的な背景という話がありましたが、流山の場合は少し特殊な事情があります。ここは幕府領が主体でして、藩主であったのが、田中藩本多家です。下総領1万石の領地です。この田中藩が転封される直前に、ここの台地に関係するものが作られる。そのところで明治維新となり、この地に県庁が置かれたわけです。

そういった全体の流れをしっかりと押さえないと、部分だけを取上げてしまうと、ちょっと錯覚することとなります。注意すべき点と考えます。

(常木会長)

ありがとうございました。

7件の市指定候補文化財候補について、これまで3件を視察しました。後は万上みりん発祥の地や加村河岸など4件の視察が残っておりますので、次回以降の視察後に最終的な判断になると思います。

もちろん歴史的な背景はとても重要ですが、市の指定文化財にすることは、一つの方向性と思いますが、現在策定中の文化財保存活用地域計画の認定文化財で捉える方向もあると思います。

その点を含め、次回に残り4件を視察後に全体審議をしていくということによろしいでしょうか。

(松浦委員)

当時の建物やその痕跡が全く残っていない状態の「跡地」というだけで指定ができるものなのか、疑問です。

また、常興寺の伝日蓮上人十界曼荼羅図や日蓮上人像が未指定文化財一覧に掲載されていますが、市指定はどうなっていますか。

(北澤次長)

手違いで未指定一覧に掲載している可能性があるので確認します。

(小川委員)

曼荼羅は市指定文化財になっていません。

(青柳委員)

常興寺の市指定文化財は日蓮上人像だけです。

(常木会長)

当時の資料が残っていない状況で市指定というのは、なかなか難しいのでは、と感じますが、認定文化財という形では行けるかと思います。

(青柳委員)

記念物の中の「史跡」という評価は有りかと思います。もちろん、現物が有ることが一番ですが、無い場合もあると思います。

市内の記念物では、「赤城神社の社叢林」「光明院のタラヨウ」と史跡指定されている「小林一茶寄寓の地」があります。ここには小林一茶が訪ねた建物が残っているわけではありませし、訪ねてきた場所もはっきりしないところもあります。しかし、場所が残っているわけです。また、古戦場とか関宿城跡なども、現物が残ってはいなくても史跡や市記念物などに指定されている場合があります。

そういうケースを考えると、今回のような指定候補物件についても、指定の範疇に入るのではないかと期待をしています。

(常木会長)

地域計画の策定では、文化財の範疇をもう少し広く括っていこうと考えています。例えば我孫子市では「我孫子遺産」、銚子市では「銚子資産」と名称を使っており、流山市では「認定文化財」と聞いています。

いずれにしても「文化財を残していきながら、活かしていく」ことが重要だと思いますので、この辺はもう一度課題として、次回に引き継がせていただいてもよろしいでしょうか。

(関根委員)

今日見てきた文化財に関連してですが、例えば中心地と考えられる場所には、どんな遺跡があるのか、その痕跡の有無などの調査が必要になってくると思います。

国とか外国の例を見ていますと、流行みたいなものがあります。細い道を例にすると、都市計画の中で壊されたりしますが、実は細い道自体が、車の無かった時代からの歴史を持っていたりしますので、細い道や抜け道こそが大切だと思います。尾道市など、チェックしている市もあります。流山市はやっていないので、将来的には記録的な意味で必要になってくると思います。

もう一つは整備に向けた計画です。従来だと美術工芸品や大型の遺跡に目が行きがちですが、価値がそんなに無さそうな単体の建物でも集まることで価値が出る、伝統的建造物群保存地区のようにエリアとして整備することで、価値が出ることもあります。

流山市でも整備はしていますが、1軒1軒の建物についてのお金、補助金は出ても、その周囲を整備するお金はなかなか出ない。しかし、伝統的建造物群保存地区という、エリアとして捉えることで、よりお金が出るようにする。

この計画を見ると建物単体の価値付けしか無く、エリアでの価値付けが弱いと感じます。補助金やお金のことを考えていくと、エリアについて考えることにもっと積極的になってもいいのではないかと感じます。

同じ考え方で文化的景観などは残したい森とか、そういうところを先に指定しておく、整備するための資金ができたり、残すことができたりします。

例えば高速道路の入口にこんもりとした森があります。恐らく、その昔、この森は江戸川を舟で上がってきた人達が、流山に来たと感じるような風景の一部であったと思います。今の我々は舟に乗らないので、道路から見る風景はただの森とか、鬱蒼としている森だな、程度しかにしかわかりませんが、この森には昔の流山らしきみみたいなものがあります。こういう点に気を配って、先に指定しておくの良いと思います。

この点で文化的景観の調査も遅れていると感じます。この策定計画を見ると、どうしても、利根運河の水の恵みとか自然とか書いてある割には、自然全体についての言及が無いと思います。これではビリケンさんとか小さな文化財にはお金は落ちますが、全体の整備にはお金が落ちない結果となります。この辺を意識して、積極的に取込んでいくことが市のためになると感じました。

(常木会長)

例えば歴史的景観もあるわけです。それももっと大きな広い意味で歴史的景観、文化的景観として守っていこうという形で考えるようになってきています。例えば、市の指定文化財の歴史的景観版みたいなものを市が製作するような感じでしょうか。

(関根委員)

それが必要になってくるかなと思います。

(常木会長)

地域計画の策定では、地域の歴史や文化といった、広い意味で文化財を散りばめたストーリーを設定するよう求められています。ストーリー中で、その市として何を残し、伝統をどう伝えていくのかといったストーリーの設定が重要なのですが、そのストーリー性が、この策定計画をみると、少し弱いと感じます。

今日出席していただいている生涯学習部長には、是非いろんな意見を取り入れていただき、また関根委員の発言にもご留意いただき、もう少し広い意味でのストーリーを考えていただければと思います。

それでは、今回の2件の指定候補文化財の取扱いは、残りの案件を視察後に全体でどう取扱うか、でよろしいでしょうか。

では事務局は、文化財保存活用地域計画に、もう少し景観とかいろいろなものを入れ、上手く策定をお願いいたします。

(秋谷館長)

前回と今回で候補地3件を見ていただきましたが、残り4件がありますので、次回以降も順次取り上げていきたいと思います。引き続き、忌憚の無いご意見いただきたいと思います。併せて、地域計画の中にどういった形で盛込んでいくかについても、ご意見いただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

(常木会長)

議題(3) その他について、事務局から報告事項はありますか。

(北澤次長)

5点ございます。

一つは今日見ていただいた「秋元家住宅土蔵」ですが、現在年明けから工事を開始する方向で準備をしています。資材の高騰の関係で当初の修理内容を手直ししております。それにより予算内で修理を進められる

と考えています。

また、修理に関しては一部にふるさと納税の基金を使い、寄付の募集を行っています。まだスタートしたばかりですが、同時で進めています。

2点目は前回の審議会と先ほど報告もさせていただきましたが、6月議会で文化財に関する条例の改正を行い、今後市の登録文化財という制度の整備をしました。この取組みについても進めさせていただきます。

3点目は昨年度審議していただいた「旧割烹新川屋本館」についてです。現在、観光部局の流山本町・利根運河ツーリズム推進課で整備に向けての基本設計を行っています。

金出先生には先日視察していただきました。

文化財審議会の方で指定した範囲外の場所についても、現状を残して修理を行いたいという方針が出ておりました。今後は指定範囲の一部変更について、ご審議いただきたいと思っております。

また、今回指定した本館以外の、別棟の蔵と旅館の庭園についてですが、先日、庭園の専門家の千葉大学の藤井先生に視察いただきましたところ、旅館と一体となった庭園としての文化財的価値も非常に高い、という評価をいただいたことを併せて報告いたします。

これにつきましては、前任の日塔先生も建物だけでなく、場所自体も史跡指定が可能では、とのご意見をいただいておりますので、検討していきたいと考えております。

4点目ですが、数年前、加岸の大杉神社の御神輿の修理を委員の皆様にご視察いただいた件です。地元の方とも指定の方向で協議を行ってまいりました。この御神輿について、修理を行っている会社に御神輿自体の評価をしていただいております。次回以降、指定に向けた動きを進めさせていただきます。

最後になりますが、「旧割烹新川屋本館」の名称についてです。指定時は屋根の「屋」を付けた名称としましたが、先日所有者様より、建物を明け渡した際、店内のガラスに「屋」ではなく「家」の字があったとのことで、名称の変更について申し出がありました。これについては、指定範囲の変更と併せてご審議いただきたいと思っております。

以上です。

(常木会長)

ありがとうございました。

事務局からの報告について、何かご意見ありますか。

(松浦委員)

大杉神社の神輿の修理報告書は出ていますか。

(北澤次長)

市で行った修理ではありませんので、公式には出ていません。

(松浦委員)

何とか出してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

(小川委員)

文化財に指定されていれば、可能かと思います。

(松浦委員)

視察時に聞いた話ですが、神輿を担ぐ時に重たくてしょうがないという話があり、これを解体してみたら中に、神輿の中に木製の構造物があったということと記憶しています。そういうものが何故必要だったのか、個人的に疑問に思っています。

いずれにしても修理を行っているのですから、公的に報告書を残していただきたいと思います。

(北澤次長)

検討させていただきます。

(関根委員)

例えば、所有者や神社関係者などに指定の有無に関係なく、「文化財的・歴史的な価値のある資料ですので、報告書で記録を作成することをお勧めします」という指導は可能と思います。関係者に対して、協力もできます、と伝えて、必要があれば我々委員の何人かは、わかる範囲で携わることができると思います。記録は残した方がいいと思います。

(北澤次長)

地元の方々がパンフレットを作って解体調査の情報も含めて、発行しておりますので、これをベースにある程度作成できると思います。

(常木会長)

質問ですが、第2回文化財保存活用地域計画策定協議会に出席されていました県の文化財課の方が、利根運河の国指定史跡化に前向きな発言をなさっていたと思います。今後、地域計画策定の応援になるとは思います。市から意見具申書を出すなどの動きはいかがでしょう。

(北澤次長)

本格的にはこれからになります。柏市と野田市との協働となることもあります。また3市が揃う利根運河協議会がありますので、その場で俎上に上げてからのスタートと考えております。

(常木会長)

ありがとうございます。

他に何かありませんか。無いようですので、事務局にお返しします。

(秋谷館長)

皆様、長時間の御審議お疲れ様でした。ありがとうございました。

以上で、令和4年度第2回文化財審議会を閉会させていただきます。